



平成25年6月25日

各位

会社名 イノテック株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 敏彦
(コード：9880 東証第一部)
問合せ先 取締役管理本部長 棚橋 祥紀
(TEL：045-474-9000)

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成25年6月25日開催の取締役会において、会社法第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役に対して、株式報酬型ストックオプションとして下記の内容の新株予約権（名称：イノテック株式会社第13回新株予約権。以下「本新株予約権」という。）の発行を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の発行を行う理由

取締役の報酬の一部について、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクも株主と共有することにより、株主価値向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社の株価上昇及び業績向上に対する意欲や士気をいっそう高めることを目的としております。

II. 本新株予約権の募集要項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式は当社普通株式とし、各本新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、下記(3)に定める本新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割または株式併合の比率

また、上記の他、割当日後、当社が合併する場合、会社分割をする場合その他付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、必要かつ合理的な範囲で付与株式数は調整されるものとする。

なお、上記調整は、当該時点において未行使の本新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数についてはこれを切り捨てるものとする。

(2) 本新株予約権の数

1,000 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる本新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる本新株予約権の総数をもって発行する本新株予約権の総数とする。

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 100,000 株とし、上記(1)により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記本新株予約権の数を乗じた数とする。

(3) 本新株予約権の割当日

平成 25 年 7 月 23 日

(4) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(5) 本新株予約権を行使することができる期間

平成 25 年 7 月 24 日から平成 53 年 7 月 13 日まで

(6) 本新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役を退任（再任された場合を含まない。）したときに限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役を退任した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から権利行使開始日より 10 日を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使できる。
- ② 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による本新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

(9) 本新株予約権の取得条項

- ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が取得日として別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得する。
- ② 新株予約権者が上記(6)に定める本新株予約権の行使の条件に該当しなくなったため本新株予約権を行使できなくなった場合には、取締役会が取得日として別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

(10) 組織再編における本新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(1)に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記③に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記(5)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記(7)に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記(9)に準じて決定する。
- ⑨ 新株予約権の行使の条件
上記(6)に準じて決定する。

(11) 本新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
本新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12) 本新株予約権の払込金額（発行価額）の算定方法
各本新株予約権の払込金額（発行価額）は、以下の②乃至⑦の基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ・モデルにより算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

$$C = Se^{-\lambda t} N(d_1) - e^{-rt} XN(d_2)$$

ここで、

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - \lambda + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}, d_2 = d_1 - \sigma\sqrt{t}$$

- ① 1株当たりのオプション価格（ C ）
- ② 株価（ S ）：平成25年7月23日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（終値がない場合は、直前の取引日の基準値段）
- ③ 行使価格（ X ）：1円
- ④ 予想残存期間（ t ）：10年
- ⑤ ボラティリティ（ σ ）：10年間（平成15年7月24日から平成25年7月23日まで）の各取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出
- ⑥ 無リスクの利子率（ r ）：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率
- ⑦ 配当利回り（ λ ）：直近年度の配当実績（記念配当は除く）÷上記②で定める株価
- ⑧ 標準正規分布の累積分布関数（ $N(\cdot)$ ）

なお、上記により算出される金額は募集新株予約権の公正価額であり、有利発行には該当しない。

当社は本新株予約権の割当ての対象者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬債権と、新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(13) 本新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

払込みの期日は、平成25年7月23日とする。

(14) 本新株予約権の行使

- ① 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による新株予約権行使請求書に必要事項を記入し、記名捺印のうえ、これを下記(15)に定める行使請求受付場所宛に提出するものとする。
- ② 上記①の新株予約権行使請求書に記載される本新株予約権の行使日に、権利行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて下記(16)記載の払込取扱場所に払い込むものとする。
- ③ 本新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い、本新株予約権の目的である株式の株主となる。

- (15) 本新株予約権の行使請求受付場所
当社 総務人事部（またはその時々における当該業務担当部署）

- (16) 本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
三井住友信託銀行 本店営業部（またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店）

- (17) 本新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の個数
当社取締役6名に対して、1,000個を割り当てる。

以上